

## わかやまイイネ！プロジェクト 規約

### (名称)

第1条 このプロジェクトは、「わかやまイイネ！プロジェクト（略称わいプロ）」と称する。

### (所在)

第2条 本プロジェクトの事務局は、和歌山市橋丁 21 番地 N2 ビル 3 階 NPO 法人 市民の力わかやま内に置く。

### (目的)

第3条 本プロジェクトは、「和歌山を幸福度日本一の住みよいまちにすること」を目的とし、そのために、「まちなか」を「人と情報が集まり賑わいのある、市民の誇りとなる場所」とすべく活動する。

### (活動内容)

第4条 本プロジェクトは前条の目的を達成するため、次の活動（事業）を実施する。

- (1) まちなかへの興味関心を集めるための気運醸成活動
- (2) 各種イベント参加とイベント効果を高めるための調査・研究
- (3) 活動状況やイベント等の情報発信
- (4) 他団体・個人との相互連携
- (5) その他本プロジェクトの目的達成に必要な事業

2. それぞれの活動は「活動チーム」を結成し、企画・実施する。

### (会議)

第5条 本プロジェクトは実施事業や事業進捗状況など必要な項目を、「事務局」や「活動チーム」から報告し、意見交換するために、「全体会議」を2か月に一回程度以上開催する。

2. 本プロジェクトの運営や事業全体の調整のために、「事務局会議」や「有志会議」を行う。
3. メンバー間の情報の連絡・共有は ML 等を用いて遅滞なく行うものとする。

### (メンバー)

第6条 メンバーは、本プロジェクトの目的・活動方針・活動内容に賛同したものとし、原則としてどれかの活動チームに参加するものとする。また賛助会員は、本プロジェクトの目的・活動方針・活動内容に賛同した、議決権のない会員とする。

### (運営)

第7条 本プロジェクトは、当面次の体制で運営を行う。

- (1) 代表・・・本プロジェクトを総理し、代表する。(1名)
- (2) 事務局・・・本プロジェクトの事務及び運営や事業全体の調整を行う。(数名)
- (3) 有志メンバー・・・原則として「活動チーム」の代表とし、活動チームを主導する。また本プロジェクトの運営を行う。(数名)

2. 代表は全体会議に於いて選出し、任期は原則として二年とする。ただし再任を妨げない。
3. 事務局員・有志メンバーは、メンバーの意見を参考にして代表が指名する。

4. 当初の代表・有志メンバー・事務局の任期は第7条第2項の規定にかかわらず、設立の日から平成25年3月31日までとする。

(会計)

第8条 本プロジェクトの会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、設立当初の会計年度は設立の日から平成25年3月31日までとする。

2. 本プロジェクトは、会費、その他の収入をもって活動を実施する。
3. 会費は全体会議時、および必要に応じ、その都度徴収する。

(個人情報)

第9条 個人情報管理の観点から、名簿については事務局で管理する。但し、問い合わせには必要と認めた場合は応じることとする。

(規約改正)

第10条 この規約の改正は、全体会議において行う。但し、緊急の場合は有志会議・事務局などにおいて先決し、次期全体会議において承認を得ることができる。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、本プロジェクトに必要な事項は代表が定める。

附則

1. この規約は、平成24年8月17日から実施する。
2. 会費は、会費として通常会員（メンバー）年3,000円を支払うことができる。また賛助会員（学生会員、メール会員など）は年会費無料とする。
3. 設立当初のメンバー（省略）

(規約改正履歴)

- (1) 平成25年3月26日の全体会議において規約第5条、第7条を改正した。
- (2) 平成27年5月26日の全体会議において規約第6条、附則第2条を改正した。